

子育てグリーン住宅支援事業補助金 交付規程 新旧対照表

子育てグリーン住宅支援事業補助金の交付規程を2025年11月4日付で改定します。

改定内容は以下の通りです。

(赤字部分が改定箇所)

改定後（2025年11月4日付）	現行
<p>子育てグリーン住宅支援事業補助金 交付規程</p> <p>制定 2025年3月31日 改定 2025年5月2日 改定 2025年11月4日</p> <p>第1条～第2条（略）</p> <p>（交付の対象等）</p> <p>第3条 本事務局は、本補助金の趣旨に則り、交付要綱第4第一号又は第二号に定められた事業（以下「補助事業」という。）であり、1申請あたりの補助額合計が、次の各号に掲げる金額以上である補助事業を対象とし、当該補助事業を行う者に対して、国土交通大臣からの交付の決定額の範囲内で補助金を交付する。ただし、別紙1に定める暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、この限りでない。</p> <p>一 交付要綱第4第二号に規定するリフォームのうち、「断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO₂加速化支援事業」、「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金」又は「既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業」によるリフォームを行う場合 2万円</p>	<p>子育てグリーン住宅支援事業補助金 交付規程</p> <p>制定 2025年3月31日 改定 2025年5月2日 （新設）</p> <p>第1条～第2条（略）</p> <p>（交付の対象等）</p> <p>第3条 本事務局は、本補助金の趣旨に則り、交付要綱第4第一号又は第二号に定められた事業（以下「補助事業」という。）であり、交付要綱第4第二号に定められた事業にあっては1申請あたりの補助額合計が5万円以上である補助事業を対象とし、当該補助事業を行う者に対して、国土交通大臣からの交付の決定額の範囲内で補助金を交付する。ただし、別紙1に定める暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。</p> <p>（新設）</p>

<p>二 交付要綱第4第二号に規定するリフォームのうち、前号で規定する場合 以外の場合 5万円</p> <p>2 (略)</p> <p>第4条～第27条 (略)</p> <p>附 則 この規程は、令和7年3月31日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、令和7年5月2日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、令和7年11月4日から施行する。</p>	<p>(新設)</p> <p>2 (略)</p> <p>第4条～第27条 (略)</p> <p>附 則 この規程は、令和7年3月31日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、令和7年5月2日から施行する。</p> <p>(新設)</p>
---	---